

世界遺産登録5周年記念冠等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（以下、「本遺産群」という。）の世界遺産登録5周年を広く周知するため、冠の呼称、ロゴデザインの使用に関し、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「協議会」という。）が必要な事項を定めるものである。

(冠の呼称)

第2条 冠の呼称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産登録5周年
- (2) 世界遺産登録5周年
- (3) 2022年、世界遺産登録5周年
- (4) 世界遺産と、美しい海を、未来へ
- (5) その他、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会会長（以下、「会長」という。）が適当と認める呼称

(ロゴデザイン)

第3条 ロゴデザインは、別紙に定めるものとする。

(対象事業)

第4条 冠等の使用の許可の対象となる事業（以下、「対象事業」という。）は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの期間において、世界遺産登録5周年事業のテーマ（「世界遺産と、美しい海を、未来へ」）にのっとり実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法令及び協議会が定める広報ガイドライン等のルールを遵守する事業であること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業でないこと。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業でないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業でないこと。

(対象者)

第5条 冠等の使用の許可の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と関わりのある法人等でないこと。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う法人等でないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う法人等でないこと。

(手続き)

第6条 冠等を使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、世界遺産登録5周年記念冠等使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類（団体概要、事業概要）を添えて、冠等を使用しようとする15日前までに「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局長（以下、「事務局長」という。）にメールもしくはFAXで申請する。なお、その際に提出した対象事業の事業名、実施時期、実施場所、実施内容等について、協議会がウェブサイト、SNS等に掲載することに予め同意するものとする。

2 事務局長は前条の認定要件に基づき前項の申請内容を審査の上、使用の許可又は不許可を決定し、世界遺産登録5周年記念冠等使用許可等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(許可の条件)

第7条 事務局長は、前条の規定により冠等の使用の許可の決定を行うときは、必要に応じて次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 対象事業における事故の防止及び救護の体制について、十分な措置を講ずること。
- (2) 協議会は、対象事業に要する経費の負担をしないこと。
- (3) 協議会は、対象事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償に係る責任を負わないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長又は事務局長が特に必要と認める事項。

(変更の届出)

第8条 冠等の使用の許可を受けた者（以下、「使用者」という。）は、当該許可に係る申請の内容に変更が生じた場合、速やかに事務局長にその内容を届け出て、承認を受けなければならない。

(許可の取り消し)

第9条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、冠等の使用の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があった場合。
 - (2) 前条の規定による変更の届出を怠った場合。
 - (3) その他、事務局長が不相当であると判断した場合。
- 2 事務局長は前条の規定により冠等の使用の許可を取り消したときは、その理由を付して書面により使用者に通知するものとする。
- 3 本条第1項の規定により冠等の使用の許可を取り消された使用者は、直ちに当該許可に係る冠等の使用を中止しなければならない。
- 4 第1項の規定による冠等の使用の許可の取り消しにより使用者に損害が生じた場合において、協議会は、その損害を賠償する責任を負わない。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日より施行する。